

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【公開番号】特開2016-4302(P2016-4302A)
 【公開日】平成28年1月12日(2016.1.12)
 【年通号数】公開・登録公報2016-002
 【出願番号】特願2014-122506(P2014-122506)
 【国際特許分類】

G 0 7 D 3/00 (2006.01)

G 0 7 D 7/00 (2016.01)

G 0 7 D 9/00 (2006.01)

【F I】

G 0 7 D 3/00 4 0 1

G 0 7 D 7/00 M

G 0 7 D 9/00 4 0 1 D

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月10日(2017.1.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一意の識別符号が個別に付された媒体から当該識別符号を読み取って対象識別符号とする鑑別部と、

過去の前記対象識別符号が格納された識別符号リストを記憶する記憶部と、

前記識別符号リストに格納されている前記識別符号と前記対象識別符号とを照合する照合処理部と、

前記対象識別符号が前記識別符号リストの前記識別符号と一致した場合、当該一致した識別符号が付された複数の前記媒体をそれぞれ選別し、又はそれぞれ選別するための準備処理を行う選別処理部と

を具えることを特徴とする媒体処理装置。

【請求項2】

情報を通知する通知部

をさらに備え、

前記選別処理部は、前記準備処理として、前記識別符号が一致する複数の前記媒体を検出したことを前記通知部により通知させる

ことを特徴とする請求項1に記載の媒体処理装置。

【請求項3】

前記記憶部は、前記対象識別符号が付された前記媒体の搬送先を表す搬送先情報を、当該対象識別符号と対応付けて前記識別符号リストに記憶し、

前記選別処理部は、前記準備処理として、前記搬送先情報を基に、前記識別符号が一致した前記媒体である処理済一致媒体の搬送先を表す情報を前記通知部により通知させる

ことを特徴とする請求項2に記載の媒体処理装置。

【請求項4】

前記鑑別部により前記識別符号を読み取った前記媒体を収納する複数の収納部

をさらに具え、

前記記憶部は、前記搬送先情報として、前記収納部を特定する情報を記憶し、

前記選別処理部は、前記準備処理として、前記搬送先情報を基に、前記処理済一致媒体が収納されている前記収納部を特定する情報を前記通知部により通知させる

ことを特徴とする請求項 3 に記載の媒体処理装置。

【請求項 5】

前記鑑別部により前記識別符号を読み取った前記媒体を所定数毎に束ねて媒体束を生成すると共に、当該媒体束それぞれに一意の束番号を付す媒体束生成部

をさらに具え、

前記記憶部は、前記搬送先情報として、前記対象識別符号が付された前記媒体が束ねられている前記媒体束の前記束番号を、当該対象識別符号と対応付けて前記識別符号リストに記憶し、

前記選別処理部は、前記準備処理として、前記搬送先情報を基に、前記処理済一致媒体が束ねられている前記媒体束の前記束番号を前記通知部により通知させる

ことを特徴とする請求項 3 に記載の媒体処理装置。

【請求項 6】

前記対象識別符号を前記識別符号リストに追加する識別符号リスト更新部

をさらに具えることを特徴とする請求項 1 に記載の媒体処理装置。

【請求項 7】

前記媒体を前記照合処理部による照合処理の対象から除外する除外指示を受け付ける除外指示受付部

をさらに具え、

前記照合処理部は、前記除外指示受付部において前記除外指示を受け付けた場合、前記識別符号リストに格納されている全ての前記識別符号を、前記対象識別符号の照合対象から除外する

ことを特徴とする請求項 6 に記載の媒体処理装置。

【請求項 8】

前記記憶部は、前記対象識別符号が付された前記媒体の搬送先を表す搬送先情報を、当該対象識別符号と対応付けて前記識別符号リストに記憶し、

前記除外指示受付部は、前記照合処理部による照合処理の対象から除外すべき前記媒体が搬送された搬送先を除外搬送先として指示させ、

前記照合処理部は、前記識別符号リストに格納されている前記識別符号のうち、前記除外搬送先を表す前記搬送先情報に対応付けられているものを、前記対象識別符号の照合対象から除外する

ことを特徴とする請求項 7 に記載の媒体処理装置。

【請求項 9】

前記媒体を前記識別符号リストから消去する消去指示を受け付ける消去指示受付部

をさらに具え、

前記照合処理部は、前記消去指示受付部において前記消去指示を受け付けた場合、前記識別符号リストから前記識別符号を消去する

ことを特徴とする請求項 6 に記載の媒体処理装置。

【請求項 10】

前記照合処理部は、前記識別符号リストに格納されている前記識別符号同士を照合することを特徴とする請求項 1 に記載の媒体処理装置。

【請求項 11】

前記鑑別部により前記識別符号を読み取った前記媒体を収納する複数の収納部と、

前記媒体を他の前記媒体と区別して収納する区別収納部

をさらに具え、

前記選別処理部は、前記識別符号が一致した前記対象識別符号を有する媒体を前記区別収納部に収納させる一方、前記識別符号が一致しなかった他の前記媒体を前記収納部に収納させる

ことを特徴とする請求項 1 に記載の媒体処理装置。

【請求項 1 2】

媒体を処理する媒体処理装置から、一意の識別符号が個別に付された媒体から読み取られた当該識別符号及び当該媒体の搬送先を表す搬送先情報を取得し、当該識別符号及び当該搬送先情報を所定の識別符号リストに格納する識別符号リスト格納部と、

前記識別符号リストに格納された一の前記識別符号を当該識別符号リストに格納された前記他の識別符号と照合する照合処理部と、

前記一の識別符号が前記他の識別符号と一致した場合、当該一致した識別符号が付された複数の前記媒体をそれぞれ選別するための準備処理を行う選別処理部と

を具えることを特徴とする情報処理装置。

【請求項 1 3】

一意の識別符号が個別に付された媒体を処理する媒体処理装置と、情報を処理する情報処理装置とを有する媒体処理システムであって、

前記媒体処理装置は、

前記媒体から前記識別符号を読み取って対象識別符号とする鑑別部

を具え、

前記情報処理装置は、

過去の前記対象識別符号が格納された前記識別符号リストを記憶する記憶部と、

前記識別符号リストに格納されている前記識別符号と前記対象識別符号とを照合する照合処理部と

を具え、

さらに前記媒体処理装置及び前記情報処理装置の少なくとも一方は、

前記対象識別符号が前記識別符号リストの前記識別符号と一致した場合、当該一致した識別符号が付された複数の前記媒体をそれぞれ選別し、又はそれぞれ選別するための準備処理を行う選別処理部

を具えることを特徴とする媒体処理システム。

【請求項 1 4】

前記情報処理装置は、前記媒体処理装置の前記鑑別部が読み取った前記識別符号を前記識別符号リストに格納し、

前記選別処理部は、前記情報処理装置に備えられている

ことを特徴とする請求項 1 3 に記載の媒体処理システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

かかる課題を解決するため本発明の媒体処理装置においては、一意の識別符号が個別に付された媒体から当該識別符号を読み取って対象識別符号とする鑑別部と、過去の対象識別符号が格納された識別符号リストを記憶する記憶部と、識別符号リストに格納されている識別番号と対象識別符号とを照合する照合処理部と、対象識別符号が識別符号リストの識別符号と一致した場合、当該一致した識別符号が付された複数の媒体をそれぞれ選別し、又はそれぞれ選別するための準備処理を行う選別処理部とを設けるようにした。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また本発明の情報処理装置においては、媒体を処理する媒体処理装置から、一意の識別

符号が個別に付された媒体から読み取られた当該識別符号及び当該媒体の搬送先を表す搬送先情報を取得し、当該識別符号及び当該搬送先情報を所定の識別符号リストに格納する識別符号リスト格納部と、識別符号リストに格納された一の識別符号を当該識別符号リストに格納された他の識別符号と照合する照合処理部と、一の識別符号が他の識別符号と一致した場合、当該一致した識別符号が付された複数の媒体をそれぞれ選別するための準備処理を行う選別処理部とを設けるようにした。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

さらに本発明の媒体処理システムにおいては、一意の識別符号が個別に付された媒体を処理する媒体処理装置と、情報を処理する情報処理装置とを有する媒体処理システムであって、媒体処理装置は、媒体から識別符号を読み取って対象識別符号とする鑑別部を設け、情報処理装置は、過去の対象識別符号が格納された識別符号リストを記憶する記憶部と、識別符号リストに格納されている識別符号と対象識別符号とを照合する照合処理部とを設け、さらに媒体処理装置及び情報処理装置の少なくとも一方は、対象識別符号が識別符号リストの識別符号と一致した場合、当該一致した識別符号が付された複数の媒体をそれぞれ選別し、又はそれぞれ選別するための準備処理を行う選別処理部を設けるようにした。